

合志市物価高騰対策商品券加盟店募集要領

1. 趣旨

物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、市内消費の下支えを図ることを目的とする「合志市物価高騰対策商品券事業」の商品券加盟店(以下「加盟店」という。)を募集します。

2. 事業概要

名称	合志市物価高騰対策商品券
対象者	基準日令和8年2月1日時点で合志市に住民登録がある者(約65,500人)
発行方式	額面1,000円の商品券10枚で1シートとし、市民一人当たり総額10,000円とする(使い切りタイプ、お釣り無し)
発行枚数	655,000枚(65,500シート)(予定)
発行総額	6.55億円(予定)
発送方法	世帯全員分をまとめて世帯主宛に郵送
発送期間	令和8年3月下旬から順次発送
使用期間	令和8年4月1日～令和8年7月31日
換金申請期間	令和8年4月1日～令和8年8月14日(厳守)

3. 応募資格・条件

合志市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所

ただし、下記に規定する事業所は対象外とします。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの、またはこれに類するもの。
- ・法令または公序良俗に反するもの

4. 申込方法

オンライン登録申込フォームまたは登録申込書(別紙様式1)に所定の事項を記載し、郵送で株式会社日本旅行熊本支店に提出してください。

加盟店登録料は無料とします。

登録の認定は、「ポスター」「のぼり旗」等の配付をもって登録完了に代えます。

【オンライン登録申込】

URL : <https://qa.nta.co.jp/Q/ja/140109852/koshi01/>



【郵送申込送付先】

株式会社日本旅行 熊本支店

〒860-0807

熊本市中央区下通 1-7-18 谷脇ビル 5 階

合志市「物価高騰対策商品券」担当宛

※郵送にかかる送料は、加盟店負担

5. 申込期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）正午まで（一次締切）

一次締切までに登録申込された店舗の一覧表については、**商品券に同封し全世帯宛に郵送します。**それ以降に登録された加盟店は、市ホームページへ掲載します。

※申込内容に不備がある場合、締切日までに登録が完了しない可能性がございます。そのため、店舗一覧表への記載に間に合わないことが考えられますので、早めのお申込をお願い申し上げます。申込内容に不備があった際には、メールまたはお電話にてご連絡いたしますので、何卒ご留意ください。

6. 商品券の概要

- (1) 加盟店は、商品券を持参した市民に対し、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までに限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下、「取引」という。）を行う。
- (2) 釣銭は出さないものとする。券面記載額以上の販売に利用。
- (3) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできない。
- (4) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のものとする。
 - ① 法律等で小売定価以外による販売が禁止されている商品の購入（たばこ等）
 - ② 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気、ガス、水道又は電話料金等）
 - ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ④ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券又は店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙その他プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
 - ⑥ 公序良俗に反するもの
 - ⑦ 指定ごみ袋
 - ⑧ 商品券加盟店が指定するもの
 - ⑨ その他、市長が利用対象として適当と認めないもの

7. 商品券の換金申請

登録認定時に配布する「加盟店マニュアル」に従って、換金申請を行ってください。

【スマートフォン読み取りの場合】

初回のみ専用アプリのインストールが必要です。

アプリ用ログイン QR コードを読み取り、「使用済み商品券」裏面の QR コードを読み取り申請を行ってください。（一度に最大 1,000 枚の読み取りが可能です）読み取り終了後の「使用済み商品券」は、重複を防ぐため店舗名の押印または記入し、事業終了日（令和 8 年 8 月 31 日）まで店舗にて大切に保管してください。事業終了後は破棄していただいて結構です。（使用済の場合、読み取りできません）

【コールセンター（合志市役所内）持参の場合】

「使用済み商品券（裏面に店舗名の押印または記入したもの）」、使用済み商品券の枚数と必要事項を記入した「精算申請書」を事務局へ持参してください。

その場で精算処理を行い、双方で精算内容を確認いたします。

※事務局（合志市役所）の場所は「加盟店マニュアル」に記載

【郵送の場合】

「使用済み商品券（裏面に店舗名の押印または記入したもの）」、使用済み商品券の枚数と必要事項を記入した「精算申請書」を入れて郵送してください。

送付する「精算申請書」はコピーし、店舗で保管してください。

※送付先は「加盟店マニュアル」に記載

※レターパック等の配達記録が残る方法で郵送してください。郵送にかかる送料は、加盟店負担

8. 換金の取り扱いについて

- (1) 加盟店の精算手数料(振込手数料)は無料とします。
- (2) 換金は、口座振り込みとします。商品券額面金額を、ご指定の登録口座に振り込みます。
- (3) 商品券の換金を受けようとする加盟店は、使用された全ての商品券裏面にある加盟店名に印を押印してください。店舗名がわかるゴム印や印鑑の押印、店舗名の記入でも可能です。
- (4) 合志市商品券換金事務局は、QR コードでの読み取り（スマートフォン申請）・換金申請書に記載された枚数と金額（持参・郵送申請）を照合、加盟店ごとに使用済み商品券をまとめ、別表 1 のスケジュールに従って、加盟店の指定口座に入金します。

別表 1

回数	換金申請期間	振込予定日
1	4 月 1 日(水)～4 月 15 日(水)	4 月 30 日(木)
2	4 月 16 日(木)～4 月 30 日(木)	5 月 15 日(金)
3	5 月 1 日(金)～5 月 15 日(金)	5 月 29 日(金)
4	5 月 16 日(土)～5 月 31 日(日)	6 月 15 日(月)

5	6月1日(月)～6月15日(月)	6月30日(火)
6	6月16日(火)～6月30日(火)	7月15日(水)
7	7月1日(水)～7月15日(水)	7月31日(金)
8	7月16日(木)～7月31日(金)	8月14日(金)
9(最終)	8月1日(土)～8月14日(金)	8月28日(金)

1) 換金申請は、令和8年4月1日(水)から令和8年8月14日(金)までの期間とします。最終締め切りを過ぎた申請については、換金できません。

2) 換金申請期間における認識は下記の通りとします。

【スマートフォン読み取りの場合】各回最終日の23時59分までに読み取りが完了

【コールセンター(合志市役所内)持参の場合】各回最終日の15時までに持参

【郵送の場合】各回最終日に必着

※上記期間を超えたものは、次回の振込予定日の入金となります。

9. 注意事項

加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽または不正行為をしてはならない。
- (2) 加盟店は認定証であるポスター・のぼり旗を利用者に分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる場合、不正使用が明らかな場合等は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察、市に連絡すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (6) 商品券を事業者間取引に伴う代金(商品仕入れ代金、諸経費)の支払いに利用してはならない。
- (7) 市は、加盟店がこの要領の各事項に違反すると判断したときは、加盟店資格を取り消すものとする。

以上